

審 第 2 6 4 8 号  
答 申 第 3 1 0 号  
令和5年10月20日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年9月16日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、  
別紙のとおり答申します。

記

諮問第290号

令和3年6月23日付けで審査請求人から提起された、令和3年6月15日付  
け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決に  
ついて

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和3年6月15日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年6月4日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「〇〇年〇〇月〇〇日請求人が夜間に〇〇署長に警備業法違反として〇〇署管内のある業者を告発しようとしたとき、同署『〇〇部長』『〇〇刑事』が請求人からの告発書を受理しなかつたいきさつや請求人とのやりとりを記した取扱報告書またはそれに準ずる書類一式※対象職員名が多少違っていても同一と思われる請求人を取り扱った職員に置き換えてください」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「開示請求に係る個人情報を取得又は作成したことが確認できず、開示請求に係る行政文書を保有していない」ことを理由に、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和3年6月23日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年9月16日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
  - ア 本件審査請求の趣旨  
当該文書の開示又は当該文書の作成後の開示を求める。

何らかの理由で遅延のため未作成であれば作成後速やかに文書の開示を求める。

#### イ 本件審査請求の理由

千葉県警告訴・告発事件取扱規程によれば告訴告発事件であれば速やかに対応することとなっている。告訴・告発事案は刑事訴訟法において受理義務があると解し、かつ、受理する必要がある場合であっても、検討票などの書類を作成し事後の紛議に備えるのが組織としての対応と思料され、何も作成せず告発の門前払いをしているとは考えがたい。

また、生活安全課刑事の勤務を把握する上で上司たる課長に報告する活動記録表などがあると思料される。

よって、告訴・告発受理検討票などの書類（多少名称が違っていても同一と解するもの）や当番時間帯の活動記録表の開示を求める。

#### (2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

一般人の告発の届出を却下するには相当な理由が必要であり、かつ告発人等は「犯罪構成要件が満たしていないのならその理由を述べてほしい。」と〇〇部長に申し出ているのにその理由を告げていない。更に「書類に不備があれば指摘してほしい」と申し立てても聞く耳を持たなかった。請求人は「犯罪捜査規範に強い受理義務があると記されている。様式が整っているのだから、受理をして犯罪が成立しないのであれば起訴をしないなどの方法がある。」と申し向けたがこれも拒否したものである。

これらの一連の流れを「警察相談票」の対象に含まれるか否かは捜査機関の考えひとつであり、真摯な気持ちで告発をした兩名を門前払いしたのであれば後日の紛争に備えるべきであり、少なくとも警察相談票を作成すべきであることは言うまでもない。

また、〇〇署長は、「警備業法違反の告発に関する取扱いはあったが・・・」等と審査請求人等を扱ったことは認めている。

よって、その取り扱った経緯とその結果を示した個人情報が入った文書の開示を求めるものである。

もし作成していないのならばすぐにでも作成し、速やかな開示を求めるものである。

重ねて警察署日誌や業務日誌などは保存期間が過ぎているなどと言いつきをしているが請求人等の告発事案の隠蔽につき強く抗議をし速やかな開示を田中俊恵警視監に求める。

#### 4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

##### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分の内容

実施機関は、審査請求人に対して、本件決定を行った。

(3) 処分の理由

本件開示請求に係る個人情報を取得又は作成したことが確認できず、本件開示請求に係る行政文書を保有していないため。

(4) 弁明の内容

ア 対象文書の特定について

実施機関は、請求内容に該当する可能性のある行政文書として、「警察相談票」、「警察署日誌」、「業務日誌」を対象文書と特定した。

イ 対象文書の性質及び検索結果

(ア) 「警察相談票」について

警察相談とは、警察に対し、指導、助言、相手方への警告、検挙等、何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいい、その内容を聴取し、作成されたものが警察相談票である。

警察相談の範囲は、告訴・告発に係る相談その他の事件相談（被害申告があったが、何らかの事情により犯罪捜査規範に規定する犯罪事件受理簿に登載されず、事件認知に至っていない事件に係る相談をいう。）も含み、(i) 警察に対して求める措置のうち、地理教示、運転免許証の更新手続等の各種手続の教示など、単純な事実の教示を求めるもの及び(ii) 警察に対する単純な情報提供は含まないものとされている。

審査請求人が申し立てている〇〇年〇〇月〇〇日の警察相談票について、実施機関において〇〇警察署が保有する文書を確認したところ、審査請求人を相談者とする警察相談票は確認されなかった。

なお、同日には警備業法違反の告発に関する取り扱いはあったが、同取り扱いに関して審査請求人に係る個人情報の記載された行政文書は確認されなかった。

(イ) 「警察署日誌」について

警察署日誌は、各警察署に備えつけられており、執務時間内については警務係長又は警務主任が、執務時間外については当直主任が記載するものとしている。

保存期間は1年であるため、審査請求人が申し立てている〇〇年〇〇月〇〇日に作成された警察署日誌については、既に保存期間を経過し廃棄されている。

(ウ) 「業務日誌」について

〇〇年当時、〇〇警察署生活安全課では、課内における業務の記録

として業務日誌を独自に運用、作成していたが、その保存期間は年末廃棄としていたため、審査請求人が申し立てている〇〇年〇〇月〇〇日に該当する業務日誌については、既に保存期間を経過し廃棄されている。

ウ 処分の妥当性

前記イのとおり、本件開示請求に係る対象文書については不保有であり、不開示とした本件決定に誤りは認められない。

エ 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えらる。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、当該文書の開示を求めており、これは、本件開示請求に係り実施機関が保有する個人情報が存在するとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

実施機関は本件開示請求に係る個人情報が記載された可能性のある文書を「警察相談票」「警察署日誌」「業務日誌」としている。

以下、各文書について、検討する。

ア 警察相談票について

(ア) 実施機関は弁明書において「同日には警備業法違反の告発に関する取り扱いはあったが、同取り扱いに関して審査請求人に係る個人情報の記載された行政文書は確認されなかった」としている。

(イ) 審議会としては、実施機関が、当該警察相談票に審査請求人の氏名など審査請求人に係る個人情報の記載がないことを理由に本件開示請求に係る警察相談票を特定していないことに、特段に不自然、不合理な点は認められない。

イ 警察署日誌について

(ア) 実施機関によると、〇〇年に作成・取得した警察署日誌の保存期間は1年とされており、本件開示請求が行われた令和3年6月4日時点において、〇〇年〇〇月〇〇日に作成された警察署日誌は保存期間を経過し廃棄されているとのことである。

(イ) 審議会としては、実施機関が、本件開示請求に係る警察署日誌を作成・取得したことが確認できず、仮に作成・取得していたとしても保存期間を経過し廃棄済みであるため、本件開示請求に係る警察署日誌を保有していないことについて、特段に不自然、不合理な点は認めら

れない。

ウ 業務日誌について

(ア) 実施機関によると、〇〇年に作成・取得した業務日誌は千葉県警察の文書に関する訓令（平成20年本部訓令第22号）第22条第6項の規定に基づき保存期間を年末廃棄と指定していたため、本件開示請求が行われた令和3年6月4日時点において、〇〇年〇〇月〇〇日に係る業務日誌は保存期間を経過し廃棄されているとのことである。

(イ) 審議会としては、実施機関が、本件開示請求に係る業務日誌を作成・取得したことが確認できず、仮に作成・取得していたとしても保存期間を経過し廃棄済みであるため、本件開示請求に係る業務日誌を保有していないことについて、特段に不自然、不合理な点は認められない。

エ 文書の再探索について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

オ 以上のことを踏まえると、審議会としては、実施機関が、本件開示請求の対象となる個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 9月16日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和3年10月19日	反論書の写しの受理
令和5年 8月 3日	審議（令和5年度第4回第2部会）
令和5年 9月21日	審議（令和5年度第5回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会